

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第57回理事会

平成13年12月

第57回理事会議事録

1. 開催日時

2001年12月17日（月） 18:00-21:00 スクワール麹町「華」

2. 定足数の報告

事務局から、理事の現在数は14名、出席理事9名、委任状による出席理事5名で、寄付行為第28条に定める定足数を充たしている旨の報告があった。

〔出席理事〕 石原信雄理事、伊勢桃代理事、大鷹淑子理事、大沼保昭理事、
金平輝子理事、下村満子理事、村山富市理事、山口達男理事、
和田春樹理事

〔委任状による出席理事〕 有馬真喜子理事、衛藤濤吉理事、岡部謙治理事、
草野忠義理事、宮崎勇理事

〔監事〕 橋本豊監事

〔オブザーバー〕 横田洋三運営審議会委員長

内閣官房 後藤参事官、高田参事官、古矢事務官

外務省アジア大洋州局地域政策課 井出課長、富事務官、

中野事務官、古屋事務官

〔事務局〕 斉藤総務部長、叶渉外部長、松田業務部長、山崎事務員

3. 議事録署名人の選出

議長に一任、議長は金平輝子理事、下村満子理事を指名した。

4. 議題

償い事業の終了に関して、和田理事からの韓国訪問結果の報告と、伊勢専務理事からのこれまでの論点整理資料に関する説明をふまえて、理事及び運営審議会委員による合同会議において審議された。理事会は、合同会議の審議結果を下記のとおり了承することを決議した。

（1）韓国事業の申請終了期日（2002.1.10）の扱いについて

①当初広告された事業申請の終了期日（2002.1.10）は、事業は停止状態であるので、当面そのままの状態が継続する。即ち申請期日は延長されるものとして対応することとする。

②このことは、内外に対し積極的に告知する必要はない。しかし、マスコミ等からの照会に対しては、「事業が現在停止状態にあるので、その状態が継続している。」等、淡々とした対応でよいものとする。

- ④この事業の今後の扱いは、韓国側と政府、基金側とが協議を経てできるだけ早く方向を見極め、事業のあり方の結論をだすこととする。
- ⑤以上に関連する主要な課題については、必要に応じ、理事会並びに運営審議会などで検討する。

(2) 台湾事業の終了告知について

従来どおりの新聞紙上で行うほか、台湾側の事業窓口である頼弁護士から要請のあるテレビ広告についても関係者と相談して対応することとする。

以上をもって、理事会は議了したので、議長は閉会を宣した。

この議事録が正確なものであることを証するため、下記に署名押印する。

平成13年12月17日

議長 (理事長)

林山陽子 

議事録署名人 (理事)

金平輝子 

同 (理事)

下村満 